

お客さま 各位

岡崎信用金庫

## 「おかしんビジネスダイレクト利用規定」の改訂 および 「ワンタイムパスワードサービス利用追加規定」の制定について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

平成29年9月4日（月）より、おかしんビジネスダイレクトにおいてセキュリティ強化を目的に「トークン式ワンタイムパスワード」の取扱いを開始いたします。これに伴い、下記の通り「おかしんビジネスダイレクト利用規定」の改訂、および「ワンタイムパスワードサービス利用追加規定（おかしんビジネスダイレクト）」を制定いたします。

### 記

#### 1. 適用日

平成29年9月4日（月）

#### 2. 「おかしんビジネスダイレクト利用規定」の改訂内容

第1条 おかしんビジネスダイレクトの申込

第2条 本人確認

第6条 ファイル（データ）伝送サービス

第11条 免責事項等

第12条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等

詳細については別紙「新旧対照表」をご確認ください。

#### 3. 「ワンタイムパスワードサービス利用追加規定」の制定内容

別紙規定をご確認ください。

なお、本規定はおかしんビジネスダイレクト契約者へ適用されます。

以 上

## おかしんビジネスダイレクト利用規定 新旧対照表

改訂後	改訂前
<p>第1条 おかしんビジネスダイレクトの申込</p> <p>2. 利用申込</p> <p>(4) 当金庫は、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込を承諾する場合は利用者番号またはご契約者 ID (以下「契約者 ID」といいます) および確認用 <u>(削除)</u> パスワードを記載した「お客様カード」(以下「お客様カード」といいます) を貸与し、利用申込者の届出住所にご送付します。</p> <p>3. 利用資格者</p> <p>(4) 管理者は利用者の追加登録・削除または利用者の登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きを速やかに<u>行う</u>ものとします。当金庫は、<u>管理者による変更手続き</u>が完了するまでの間、利用者の追加登録・削除または利用者の登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってご契約先に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p>6. 代表口座</p> <p>ご契約先は、当金庫本支店に開設しているご契約先名義の普通預金口座または当座預金口座の一つを本サービスによる取引に主に使用する口座(以下「代表口座」といいます)として申込書により届け出るものとします。<u>なお、代表口座を変更することはできません。</u></p>	<p>第1条 おかしんビジネスダイレクトの申込</p> <p>2. 利用申込</p> <p>(4) 当金庫は、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込を承諾する場合は利用者番号またはご契約者 ID (以下「契約者 ID」といいます) および確認用 <u>(ワントタイム)</u> パスワードを記載した「お客様カード」(以下「お客様カード」といいます) を貸与し、利用申込者の届出住所にご送付します。</p> <p>3. 利用資格者</p> <p>(4) 管理者は利用者の追加登録・削除または利用者の登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより速やかに<u>届け出る</u>ものとします。当金庫は、<u>当金庫内での変更登録処理</u>が完了するまでの間、利用者の追加登録・削除または利用者の登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってご契約先に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p>6. 代表口座</p> <p>ご契約先は、当金庫本支店に開設しているご契約先名義の普通預金口座または当座預金口座の一つを本サービスによる取引に主に使用する口座(以下「代表口座」といいます)として申込書により届け出るものとします。<u>(追加)</u></p>
<p>第2条 本人確認</p> <p><u>5. ワントタイムパスワードサービスの利用</u></p> <p><u>本サービスの利用にあたっては、ワントタイムパスワードサービス利用追加規定(おかしんビジネスダイレクト)(以下「ワントタイムパスワードサービス規定」といいます。)に定めるワントタイムパスワードサービス(以下「ワントタイムパスワードサービス」といいます。)の利用が必要になります。</u></p> <p><u>ワントタイムパスワードの利用に際しては、本規定に加え、ワントタイムパスワードサービス規定が適用されます。</u></p> <p><u>6. 本人確認手続き</u></p> <p>(1) 本サービスにおける管理者の本人確認方法および依頼内容の確認方法は、次に定めるとおりとします。</p> <p>①電子証明書方式においては、管理者が端末にて提示または入力した電子証明書、契約者 ID、確認用 <u>(削除)</u> パスワード、ご契約先暗証番号、ご契約先確認暗証番号と、当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。</p> <p>② ID・パスワード方式においては、管理者が端末にて入力した契約者 ID、確認用 <u>(削除)</u> パスワード、ご契約先暗証番号、ご契約先確認暗証番号と、当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。</p> <p>(2) 第4項によりすでに利用者 ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号等の登録、電子証明書のインストールが完了した利用者の取引時における本人確認方法および依頼内容の確認方法は、以下に定めるとおりとします。</p> <p>①電子証明書方式においては、利用者自身が端末にて提示または入力した電子証明書、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、<u>ワントタイムパスワード(ワントタイムパスワードサービス規定第1条に規定するパスワードをいいます。以下同じ。)</u>と、当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。</p> <p>② ID・パスワード方式においては、利用者自身が端末にて入力した契約者 ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、<u>ワントタイムパスワード</u>と、当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。</p> <p><u>7～10項(繰り下げ)</u></p>	<p>第2条 本人確認</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>5. 本人確認手続き</u></p> <p>(1) 本サービスにおける管理者の本人確認方法および依頼内容の確認方法は、次に定めるとおりとします。</p> <p>①電子証明書方式においては、管理者が端末にて提示または入力した電子証明書、契約者 ID、確認用 <u>(ワントタイム)</u> パスワード、ご契約先暗証番号、ご契約先確認暗証番号と、当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。</p> <p>② ID・パスワード方式においては、管理者が端末にて入力した契約者 ID、確認用 <u>(ワントタイム)</u> パスワード、ご契約先暗証番号、ご契約先確認暗証番号と、当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。</p> <p>(2) 第4項によりすでに利用者 ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号等の登録、電子証明書のインストールが完了した利用者の取引時における本人確認方法および依頼内容の確認方法は、以下に定めるとおりとします。</p> <p>①電子証明書方式においては、利用者自身が端末にて提示または入力した電子証明書、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、<u>(追加)</u>と、当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。</p> <p>② ID・パスワード方式においては、利用者自身が端末にて入力した契約者 ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、<u>(追加)</u>と、当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。</p> <p><u>6～9項</u></p>
<p>第6条 ファイル(データ)伝送サービス</p> <p>3. 取扱方法</p> <p><u>(6) 給与振込、賞与振込において、当金庫が定める取扱時限またはご指定口座への入金時限を超過した場合は、総合振込としての取扱いとなります。</u></p>	<p>第6条 ファイル(データ)伝送サービス</p> <p>3. 取扱方法</p> <p><u>(6) (追加)</u></p>
<p>第11条 免責事項等</p> <p>4. 郵送上の事故</p> <p>当金庫が発行した「お客様カード」が郵送上の事故等、当金庫の責めに与らない事由により、第三者(当金庫職員を除きます)が「お客様カード」に記載された「確認用 <u>(削除)</u> パスワード」を知り得たとしても、そのために生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。</p>	<p>第11条 免責事項等</p> <p>4. 郵送上の事故</p> <p>当金庫が発行した「お客様カード」が郵送上の事故等、当金庫の責めに与らない事由により、第三者(当金庫職員を除きます)が「お客様カード」に記載された「確認用 <u>(ワントタイム)</u> パスワード」を知り得たとしても、そのために生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。</p>
<p>第12条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等</p> <p>1. 補償の要件</p> <p><u>契約者 ID、利用者 ID、各種暗証番号等(以下「本人確認情報」といいます)または電子証明書の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、ご契約先は当金庫に対して当該資金移動等により生じた損害の補償を請求することが</u></p>	<p>第12条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等</p> <p>1. 補償の要件</p> <p><u>契約者 ID・各種暗証番号等・電子証明書の盗取により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、ご契約先は当金庫に対して当該資金移動等により生じた損害の補償を請求することが</u></p>

<p>該資金移動等により生じた損害の補償を請求することができます。</p> <p>(1) おかしんビジネスダイレクトにおける不正送金であること。</p> <p>(2) ご契約先が不正送金被害をご確認された場合に、速やかに当金庫および警察への届出がなされていること。</p> <p>(3) ご契約先が前(1)号の被害に関する当金庫および警察の調査に対し協力し、十分なご説明をいただいていること。</p> <p>(4) 不正な資金移動等を防止するため、以下の通り適切な措置をとっていること。</p> <p>①当金庫が推奨する環境で本サービスを利用していること。</p> <p>②基本ソフト(OS)やブラウザなど、各種ソフトが最新の状態に更新されていること。</p> <p>③セキュリティ対策ソフトを導入し、最新の状態に更新されていること。</p> <p>④本人確認情報について、以下の通り適切に管理していること</p> <p>(ア)各種暗証番号を定期的に変更(6ヶ月以内)していること。</p> <p>(イ)本人確認情報や本サービスに利用する端末を第三者に提供または貸与していないこと。</p> <p>(ウ)本人確認情報を端末に保存していないこと。</p> <p>⑤以下の当金庫が提供するセキュリティ対策を利用していること。</p> <p>(ア)電子証明書を利用していること。</p> <p>(イ)ワンタイムパスワードを利用していること。</p> <p>3. 適用の制限</p> <p>第2項の定めは、第1項に係る当金庫への通知が、本人確認情報または電子証明書の盗取等(当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日)から、2年以内に行われなかった場合には、適用されないものとします。</p> <p>4. 補償の制限</p> <p>第1項・第2項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、当金庫は補償を行わないか補償の減額を行います。</p> <p>(1)不正送金が第三者との共謀により行われたことが判明した場合。</p> <p>(2)法人の場合は法人関係者およびその親族、個人事業主の場合は事業関係者およびその親族の犯行であることが判明した場合。</p> <p>(3)被害状況について当金庫または警察に対する説明において偽りの説明を行った場合。</p> <p>(4)本人確認情報または電子証明書の盗用が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随して行われた場合。</p> <p>(5)本サービスの各種利用規定等に沿わないご利用をされていた場合。</p> <p>(6)第三者からの指示または脅迫に起因して生じた損害である場合。</p> <p>(7)当金庫がお客様に発信している各種の注意喚起および依頼事項にご対応いただけない場合。</p> <p>(8)当金庫が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起している方法でフィッシング画面等へ不用意に本人確認情報を入力してしまった場合。</p> <p>(9)当金庫がお客様の届出住所または連絡先に電話などで連絡しているにもかかわらず、連絡が取れない場合。</p> <p>(10)お客様にて不正送金被害が発生し得る状況が予測できるような状態において、かかる状態を放置していた場合。</p> <p>(11)無料Wi-Fiスポットなど公衆面前の場で本サービスの操作を行うなど、第三者により情報を盗取されやすい状況下で操作を行っていた場合。</p> <p>(12)利用者のメールアドレスを登録せず、またメールアドレスを変更したが当金庫への連絡を怠り資金移動通知メールが受信できない状態にあった場合。</p> <p>(13)不審なログオン履歴や身に覚えがない取引履歴、取引通知メールがないかを定期的に確認していなかった場合。</p> <p>(14)その他お客様の故意または過失、注意義務違反に起因している場合。</p>	<p>きます。</p> <p>(1) おかしんビジネスダイレクトにおける不正送金であること。</p> <p>(2) おかしんビジネスダイレクトのご利用にあたり、電子証明書を当金庫所定の方法でご利用いただいていること。</p> <p>(3) ご契約先が不正送金被害をご確認された場合に、速やかに当金庫および警察への届出がなされていること。</p> <p>(4) ご契約先が前(1)号の被害に関する当金庫および警察の調査に対し協力し、十分なご説明をいただいていること。</p> <p>3. 適用の制限</p> <p>第2項の定めは、第1項に係る当金庫への通知が、契約者ID、利用者ID、各種暗証番号等、または電子証明書の盗取等(当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日)から、2年以内に行われなかった場合には、適用されないものとします。</p> <p>4. 補償の制限</p> <p>(1)第1項・第2項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、当金庫は補償いたしません。</p> <p>①不正送金が第三者との共謀により行われたことが判明した場合。</p> <p>②法人の場合は法人関係者およびその親族、個人事業主の場合は事業関係者およびその親族の犯行であることが判明した場合。</p> <p>③被害状況について当金庫または警察に対する説明において偽りの説明を行った場合。</p> <p>④契約者ID、利用者ID、各種暗証番号等、または電子証明書の盗用が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随して行われた場合。</p> <p>⑤おかしんビジネスダイレクトの各種利用規定等に沿わないご利用をされていた場合。</p> <p>⑥当金庫が推奨している動作環境外でおかしんビジネスダイレクトをご利用されていた場合。</p> <p>⑦おかしんビジネスダイレクトを使用するパソコンなどについて、基本ソフト(OS)やブラウザなど、インストールされている各種ソフトが最新の状態に更新されていない場合。</p> <p>⑧おかしんビジネスダイレクトを使用するパソコンなどの機器について、セキュリティ対策ソフトを導入していない、もしくはセキュリティ対策ソフトを導入しているが、最新の状態に更新されていない場合。</p> <p>⑨契約者ID、利用者ID、各種暗証番号等の本人確認情報を適切に管理していない場合。</p> <p>⑩各種暗証番号を定期的に変更(6ヶ月以内)していない場合。</p> <p>⑪契約者ID、利用者ID、各種暗証番号等の本人確認情報や本サービスを利用する端末を第三者に提供または貸与した場合。</p> <p>⑫端末が盗難に遭った場合において、契約者ID、利用者ID、各種暗証番号等の本サービスの利用に必要な本人確認情報を端末に保存していた場合。</p> <p>⑬第三者からの指示または脅迫に起因して生じた損害である場合。</p> <p>⑭当金庫がお客様に発信している各種の注意喚起および依頼事項にご対応いただけない場合。</p> <p>⑮当金庫が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起している方法でフィッシング画面等へ不用意に契約者ID、利用者ID、各種暗証番号等を入力してしまった場合。</p> <p>⑯当金庫がお客様の届出住所または連絡先に電話などで連絡しているにもかかわらず、連絡が取れない場合。</p> <p>⑰お客様にて不正送金被害が発生し得る状況が予測できるような状態において、かかる状態を放置していた場合。</p> <p>⑱無料Wi-Fiスポットなど公衆面前の場でおかしんビジネスダイレクトの操作を行うなど、第三者により情報を盗取されやすい状況下で操作を行っていた場合。</p> <p>⑲その他お客様の故意または過失、注意義務違反に起因している場合。</p> <p>(2)第1項・第2項にかかわらず、次の各号にいずれかに該当する場合、当金庫は補償を行わないか補償の減額を行います。</p> <p>①利用者のメールアドレスを登録せず、資金移動通知メールが受信できない状態にあった場合。</p> <p>②利用者のメールアドレスを変更したが、当金庫への連絡を怠り、資金移動通知メールが受信できない状態にあった場合。</p> <p>③資金移動時に当金庫が推奨する乱数表(利用者ワンタイムパスワード)等を利用していない場合。</p> <p>④不審なログオン履歴や身に覚えがない取引履歴、取引通知メールがないかを定期的に確認していなかった場合。</p>
--	--

## ワンタイムパスワードサービス利用追加規定

### 第1条 ワンタイムパスワードサービスについて

ワンタイムパスワードサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、おかしんビジネスダイレクトの利用に際し、当金庫所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）を用いることにより、ご契約者（以下「ご契約先」といいます。）の認証を行うサービスをいいます。

### 第2条 利用資格

本サービスの利用者は、おかしんビジネスダイレクトを契約のご契約先の利用者に限るものとします。

### 第3条 利用申込及び利用開始

#### 1. ワンタイムパスワード生成・表示装置

本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置（以下「トークン」といいます。）が必要となります。トークンには「ハードウェアトークン」と「ソフトウェアトークン」の2つの方式があります。ご契約先は、利用者ごとにハードウェアトークンとソフトウェアトークンのいずれかを選択することができますが、同一利用者での併用はできません。

##### (1) ハードウェアトークン

当金庫がご契約先に交付する機器を利用する方式で、ご契約先は所定の方法によりトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。

##### (2) ソフトウェアトークン

当金庫が指定する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用する方式で、ご契約先はアプリをスマートフォン（以下「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

#### 2. 利用申込及び利用開始

##### (1) ハードウェアトークン

ご契約先が当金庫に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、当金庫所定の方法により当金庫宛に申込みください。

ご契約先からの申込後、当金庫から申込時にお届けのご契約先住所にトークンを送付いたします。

ご契約先はおかしんビジネスダイレクトの利用者数を上限に、トークンの追加を当金庫所定の方法で申込むことができます。

トークン到着後、ご契約先の管理者が、当金庫所定の登録画面にトークン裏面に記載の「シリアル番号」および表示される「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するシリアル番号およびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

##### (2) ソフトウェアトークン

端末にアプリをダウンロードし、ご契約先の管理者が、当金庫所定の方法でアプリに表示される「シリアル番号」および「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するシリアル番号およびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

### 第4条 本サービスの利用

本サービスの利用開始後は、おかしんビジネスダイレクトの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引においてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、ご契約先はワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認し、ワンタイムパスワードが、当金庫が保有しているワンタイムパスワードと一致した場合には、当金庫はご契約先からの取引の依頼とみなします。

### 第5条 トークンの利用期限

1. ハードウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限は、ハードウェアトークンの電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。ワンタイムパスワードが表示されなくなった場合は、ハードウェアトークン再発行の申込みを行ってください。電池切れ等によりハードウェアトークンが使用できなくなった場合、そのために生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。利用できなくなったハードウェアトークンは当金庫所定の手続きにより当金庫に返却、またはご契約先の責任において破壊のうえ破棄してください。

2. 新しいハードウェアトークンが交付された場合には、ご契約先は、第3条の利用開始手続きを行うものとします。

3. ソフトウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限はありません。

4. 前項に関わらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりご契約先が使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。この場合、ご契約先は責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始手続きを行うものとします。

### 第6条 トークンの紛失及び盗難

1. ご契約先は、トークンを失ったとき、トークンが偽造・変造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき（ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難・紛失等を含むものとします）、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービス、およびおかしんビジネスダイレクトの利用停止等の措置を講じます。

2. 前1項の場合、利用停止等の措置の解除は、当金庫所定の手続きにより対応することとします。

### 第7条 利用料

1. 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定のワンタイムパスワードサービス利用料（消費税を含みます。以下「本サービス利用料」といいます。）をいただきます。この場合、当金庫は本サービス利用料を申込代表口座から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。

2. 当金庫は本サービス利用料をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。

### 第8条 免責事項等

1. ハードウェアトークンをご契約先に送付する際に、送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除く）が当該ハードウェアトークンを手に入れたとしても、そのために生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

2. ワンタイムパスワードおよびトークンは、ご契約先自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、ご契約先の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
3. ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、ご契約先は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発行の依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
4. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫は当該利用者に関し、おかしんビジネスダイレクトの利用を停止します。おかしんビジネスダイレクトの利用を再開するには、管理者が所定の手続きにより解除処理をおこなってください。
5. ご契約先の届出住所が不正確であるため、または、ご契約先が届出住所の変更の届出を怠ったために、送付したハードウェアトークンが当金庫に返戻された場合は、本サービスは使用できなくなります。また、ハードウェアトークンが留置期間経過等の理由で当金庫に返戻された場合は、ご契約先は当金庫に再度、送付を依頼するものとします。
6. ハードウェアトークンの故障、電池切れ、またはソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取扱が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

#### 第9条 本サービスの解約等

1. 本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ、生じるものとします。なお、ご契約先からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。
2. ご契約先が当金庫に支払うべき本サービス利用料を支払わなかった場合、ご契約先が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できます。
3. 前2項にかかわらずご契約先が相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合、当金庫は本サービスの契約を解約することができます。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ生じるものとします。
4. ご契約先が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫は、本サービスの利用を停止することができるものとします。
5. 前1項から4項の解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続を行うものとします。

#### 第10条 譲渡・質入の禁止

ご契約先は、ハードウェアトークンにつき他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、ハードウェアトークンを他人に貸与、占有または使用させることはできません。  
ご契約先はソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。  
ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。

#### 第11条 規定等の準用

本契約に定めない事項については、おかしんビジネスダイレクト利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書、総合振込に関する契約書、給与振込に関する契約書、預金口座振替に関する契約書等により取扱います。

#### 第12条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、ご契約先に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

以上